

2020年度

大沼国際カントリークラブ
会 則

会則

第1章 総則

第1条 [名称]

本クラブは大沼国際カントリークラブと称する。

第2条 [目的]

本クラブは株式会社大沼国際カントリークラブ（以下会社という）が所有し、かつ経営するゴルフ場の諸施設およびその附属設備を利用し、健全なゴルフの普及発達につとめると共に会員互助の親睦と、会員の健康増進を図る事を目的とする。

第3条 [運営の委託]

会社は本ゴルフ場の運営を第三者へ委託する事が出来る。

第4条 [事務所]

本クラブの事務所は会社の本店に置く。

第2章 会員

第5条 [会員の種類]

本クラブの会員は次の通りとする。

- ① 正会員（個人会員、法人会員）

第6条 [正会員]

正会員は会社取締役決定を経て、所定の入会申込金を会社に納入した者とする。

第7条 [入会手続き]

本クラブに入会希望する者は所定の入会申込書を会社に提出し、会社取締役決定を経て入会申込金を会社に払い込むものとする。

第8条 【入会の資格】

会員は日本国籍を有し、かつ原則として成年者でなければならない。
未成年者で入会を希望する者はあらかじめ会社取締役決定を得るものとする。

第9条 【反社会的勢力等追放】

- ① 会社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、社会運動標榜ロゴ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）のクラブへの入会および施設の利用は認めないものとする。
- ② 会員は、反社会勢力等を同伴または紹介してはならないものとする。

第10条 【会員の施設利用権】

会員は会社の定める料金を支払ってゴルフ場並びにその附属設備を利用する事が出来る。
会社は会員の紹介により施設に余裕のある時は会員以外の者に施設を利用させる事が出来る
この場合は会社の定める料金を徴収するものとする。

第11条 【施設の一部廃止、制限など】

天災地変、法令の改正、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他会社として必要やむを得ない事由が生じた場合は、会社は施設の一部を廃止し、またはその利用を制限する事が出来る。

第12条 【会員の会費など支払い義務】

会員は別に定める年会費その他の料金を会社に納入しなければならない。

第13条 【会員資格の譲渡】

会員はその資格を会社取締役決定を経て他の者に譲渡する事が出来る。この場合、譲受人は会社の定める名義書換手数料を会社に支払うものとし、譲渡人の権利義務のすべてを承継する。
法人会員が、その法人内部において名義人の変更をするときも同じである。

第14条 [会員資格の喪失]

会員は次の場合その資格を失う。

- ① 退会
- ② 除名
- ③ 会員資格の譲渡
- ④ 死亡

第15条 [除名、資格停止など]

会員が次の事由に該当する場合は委員会および会社取締役決定によりこれを除名し、または会員資格を一時停止する事が出来る。

- ① クラブの諸規則に違反したとき。
- ② クラブの名誉、信用を著しく傷つけ、または秩序を乱したとき。
- ③ 会社が定める会費、料金などの支払いを会社が定める期間内に納付せず、会社の督促があってもこれを完納しないとき。
- ④ 会員が反社会的勢力等と判明したとき。
- ⑤ 会員が反社会的勢力等と認められる者を同伴または紹介したとき。
- ⑥ その他の会員としての品位を損なう著しい非行があったとき。

第16条 [相続による資格の承継]

会員が死亡した時は別に定める規定に基づき相続人がその資格を承継する事が出来る。

この場合相続人は会社の定める名義書換手数料を会社に支払うものとし、死亡した会員の権利義務をすべて承継する。

但し資格を承継する事が出来る相続人は1名に限るものとする。

第3章 委員会

第17条 [各種委員会]

本クラブの運営を円滑に進めるため次の委員会を置く事が出来る。

- ① コース委員会
- ② 競技およびルール委員会
- ③ その他必要と認める委員会

第18条 [委員長]

各委員会に次の役割を置く

委員長 1名

副委員長 若干名

委員 複数名

委員長は全て名誉職とし、その任期は1年とする。但し再任を妨げない。

委員長は任期満了の場合といえども後任者が就任するまではその職務を行う。

期の途中で就任した者の任期は前任者の残存期間とする。

第19条 [委員長の選任]

委員長及び副委員長・委員は会社の取締役会において推薦された会員を以ってこれに充てる。

第20条 [委員会の職務]

① コース委員会

コース運営についての会社に対する必要な助言および勧告

② 競技およびルール委員会

月例競技等の運営に関する諸規則の制定及び改廃

第5章 会計

第21条 [会計年度]

本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第22条 [会計業務]

本クラブの会計業務は会社が一切これを行う。

第6章 附則

第23条 [細則の制定]

本会則に定めのない事項及び業務執行上必要な細則は委員会でこれを定め、会社取締役会の承認を得るものとする。

本会則は2020年4月1日から改定施行する